

令和7年2月 定例教育委員会

日時 令和7年2月26日(水)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

行事報告及び行事予定について [教育総務課] P.3

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市教育委員会事務の自己点検・評価報告書について [教育総務課] 別冊
- (2) 鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
[生涯学習・スポーツ課] P.5
- (3) 令和7年2月市議会定例会の附議案(追加提案分)等について [学校教育課] 別冊
※説明・協議事項(3)は、鳥取市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき、公開しないこととします。

【報告事項】

- (1) 令和6年度鳥取市包括外部監査結果報告書について [教育総務課] 別冊
- (2) 鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会について(中間報告)
[教育総務課] P.10
- (3) 「校則の見直しに関するガイドライン」について [総合教育センター] P.13
- (4) 国史跡鳥取城跡「中ノ御門」完成記念開門式について [文化財課] P.20
- (5) 「さじコスモスの館」の運営・管理について [生涯学習・スポーツ課] P.22

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会等の開催について
 - [臨時] 令和7年3月10日(月) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎5階 第2会議室
 - [3月] 令和7年3月24日(月) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第3会議室
 - [4月] 令和7年4月28日(月) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

① 行事報告（1月28日～2月26日）

1月	28	(火)	アストロ宇宙教室（国府東小学校4年生）	国府東小学校
	29	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク」（講師－さじアストロパーク職員）	鳥取大学
	30	(木)	アストロ宇宙教室（宮ノ下小学校4年生）	宮ノ下小学校
	31	(金)	アストロ宇宙教室（福部未来学園4年生）	福部未来学園
2月	1	(土)	宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」	鳥取市こども科学館
			第31回旧正月万葉茶会	万葉歴史館エントランスホール
	2	(日)	冬の佐治を楽しもう「パンづくりとクイズラリー」	さじアストロパーク
	3	(月)	用瀬町みすみ大学	用瀬町総合支所
	4	(火)	鳥取市営サッカー場ネーミングライツ契約調印式	秘書課第一応接室
			熊本県荒尾市議会視察	市役所本庁舎及び市民体育館エネトピアアリーナ
	5	(水)	鳥取大学講義「ジオパーク」（講師－さじアストロパーク職員）	鳥取大学
	6	(木)	第2回鳥取市いじめ防止対策推進委員会	市総合教育センター
	7	(金)		
	8	(土)		
	9	(日)	第30回雪まつり	さじアストロパーク
	10	(月)		
	11	(火)		
	12	(水)	第3回鳥取市総合教育センター運営協議会	市総合教育センター
	13	(木)	第2回鳥取市不登校対策専門委員会	市総合教育センター
	14	(金)	用瀬町成人学級（国際交流）	用瀬町民会館
	15	(土)	冬の佐治を楽しもう「竹スキーを作って、雪あそび」（～16日）	さじアストロパーク
			鳥取市スポーツ表彰式	さざんか会館 大会議室
			鳥取市スポーツ推進委員年度末研修会	中ノ郷公民館
			鳥取市因幡万葉歴史館開館30周年記念 「国府展～紡がれる歴史と文化～」(～3/23)	鳥取市歴史博物館
			国府展関連イベント オープニングセレモニー	鳥取市歴史博物館
			占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	16	(日)	用瀬町卓球大会	千代南中学校体育館
	17	(月)	2月議会開会	
			蔵書点検のため休館（～2/21（金））	中央図書館
	18	(火)	プラネタリウム新番組試写会	さじアストロパーク
19	(水)	プラネタリウム オリジナル番組「宇宙の疑問にズバリお答え3」投影開始（～6月15日）	さじアストロパーク	
20	(木)			
21	(金)			
22	(土)	鳥取マラソン2025ボランティア説明会	6階第7・8会議室	
		あおやのあんなとこ・こんなとこPart I ～鳥取市青谷町青谷地区の魅力～（～3/23）	あおや郷土館	
23	(日)	青谷町の歴史・文化・自然～日置谷地区・勝部地区編～	鳥取市歴史博物館	
		調査員が語る展示資料の裏側その2	鳥取市歴史博物館	
		鳥取市スポーツ推進委員救急救命（AED）講習会	6階第7・8会議室	
24	(月)			
25	(火)			
26	(水)	2月定例教育委員会	6階第4会議室	

②行事予定（2月27日～3月24日）

2月	27	(木)		
	28	(金)		
3月	1	(土)	見てみよう！歴史の現場「鹿野城」	鹿野城跡
			カルチャー教室作品展（～30日まで）	因幡万葉歴史館
			ギャラリートーク （展覧会あおやのあんなどここんなどこ関連イベント）	あおや郷土館
	2	(日)	アストロドーム利用促進事業	国府コミュニティセンター
			鳥取市スポーツ推進委員救急救命（AED）講習会	6階第7・8会議室
			親子で一緒に楽しむ講座「英語のおはなし会」	中央図書館
			ギャラリートーク	鳥取市歴史博物館
	3	(月)	流しびなの館で童謡をうたう会	流しびなの館
	4	(火)		
	5	(水)		
	6	(木)	京都産業大学キャリア実習（6日～9日）	さじアストロパーク
	7	(金)	市民体育館星空観察会（協力ーさじアストロパーク）	鳥取市民体育館
	8	(土)	京都産業大学学生によるプラネタリウム投影(10:30～11:15)	さじアストロパーク
	9	(日)	さじ谷ばなしを楽しむ会	用瀬図書館
			見てみよう！歴史の現場「因幡国庁跡」	因幡国庁跡
	10	(月)		
	11	(火)		
	12	(水)	だっこのおはなし会	青谷地区公民館
	13	(木)	音読教室	青谷地区公民館
	14	(金)	用瀬町成人学級	用瀬町内
	15	(土)	万葉集講座「万葉の恋の歌語り～待つ女のころ」	国府町コミュニティセンター
			占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	16	(日)	鳥取マラソン2025	鳥取砂丘山陰海岸・因幡万葉の里マラソンコース
			おうちだにアカデミー「国府町の歴史と文化」	鳥取市歴史博物館
やまびこ館蔵錦絵大集合！			鳥取市歴史博物館	
用瀬町民バスケットボール大会			千代南中学校体育館	
17	(月)			
18	(火)			
19	(水)	第31回星景写真コンテスト入賞作品展(～6月15日)	さじアストロパーク	
20	(木)	2025 JリーグYBCルヴァンカップ	A x i s バードスタジアム	
21	(金)	2月議会閉会		
22	(土)	あおや見どころウォークPart1	あおや郷土館	
23	(日)	ギャラリートーク	鳥取市歴史博物館	
		ミュージアムコンサート	鳥取市歴史博物館	
24	(月)	3月定例教育委員会	6階第3会議室	

説明・協議事項（２）

2月定例教育委員会資料	
令和7年2月26日	
担当課	生涯学習・スポーツ課
電話	30-8428（内線：7853）

鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
要綱

1 改正の目的

鳥取市営サッカー場施設の利用料金について、所要の整理を行うことを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 屋外照明灯のLED化が令和6年度末に完了するため、照明灯の利用料金体系を、現在のW数別から①全灯、②2／3点灯、③1／3点灯のいずれかのスイッチ別に改めます。（別表第2項関係）
- (2) 大型映像装置に関するテレビカメラの貸出料金の追加を行います。（別表第3関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を規定することとします。（附則第2項関係）

議案第 号

鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日提出

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2項を次のように改める。

2 メインスタジアム夜間照明灯利用料金

区分		利用料金(30分につき)
アマチュアスポーツ	全灯	10,120円
	2/3点灯	8,200円
	1/3点灯	2,700円
アマチュアスポーツ以外	全灯	33,000円
	2/3点灯	29,700円
	1/3点灯	26,400円
備考 30分未満は、30分とする。		

別表第3項を次のように改める。

3 メインスタジアム大型映像装置利用料金

区分		利用料金（1時間につき）
アマチュアスポーツ	文字のみ表示	1,500円
	映像表示	5,000円
	テレビカメラのみ	3,500円
アマチュアスポーツ以外	映像表示	15,000円
	テレビカメラのみ	10,500円
備考 1時間未満は、1時間とする。		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前までになされた利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

鳥取市営サッカー場施設の利用料金について、所要の整理を行うためである。

鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第3号）新旧対照表

改正後			改正前		
○鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例 平成7年3月29日 鳥取市条例第3号			○鳥取市営サッカー場の設置及び管理に関する条例 平成7年3月29日 鳥取市条例第3号		
第1条～第18条 略 附 則 略 別表（第7条関係）			第1条～第18条 略 附 則 略 別表（第7条関係）		
2 メインスタジアム夜間照明灯利用料金			2 メインスタジアム夜間照明灯利用料金		
区分		利用料金（30分につき）	区分		利用料金（30分につき）
アマチュアスポーツ	全灯	10,120円	アマチュアスポーツ	750W	10,120円
	2/3点灯	8,200円		500W	8,200円
	1/3点灯	2,700円		200W	2,700円
アマチュアスポーツ 以外	全灯	33,000円	アマチュアスポーツ 以外	1,500W	33,000円
	2/3点灯	29,700円		1,000W	29,700円
	1/3点灯	26,400円		750W	28,000円
備考 30分未満は、30分とする。			備考 30分未満は、30分とする。		
3 メインスタジアム大型映像装置利用料金			3 メインスタジアム大型映像装置利用料金		
区分		利用料金（1時間につき）	区分		利用料金（1時間につき）
アマチュアスポーツ	文字のみ表示	1,500円	アマチュアスポーツ	文字のみ表示	1,500円

	映像表示	5,000円
	<u>テレビカメラのみ</u>	<u>3,500円</u>
アマチュアスポーツ 以外	<u>映像表示</u>	<u>15,000円</u>
	<u>テレビカメラのみ</u>	<u>10,500円</u>
備考 1時間未満は、1時間とする。		
4～5 略		

	映像表示	5,000円
アマチュアスポーツ以外		15,000円
備考 1時間未満は、1時間とする。		
4～5 略		

2月定例教育委員会資料	
期 日	令和7年2月26日
担当課	教育総務課

鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会について(中間報告)

1 検討委員会の開催状況

本検討委員会は、有識者・小中校長会・小中 PTA・市公共施設担当で構成され、令和6年度から7年度までの2年間で、将来の水泳授業・学校プールの最適な方向性を検討し、基本方針を定める。

今年度は、計4回の検討委員会を開催し、現状把握、先進地視察を含めた民間スイミングスクールの活用に向けた調査・研究など、15～30年先のレベルで学校プールがどうあるべきか検討を重ねた。



回	期 日	議題など
第1回	令和6年 7月16日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳授業の現状と課題（学校アンケート調査等） ・プール施設の老朽化（参考：上記写真）と維持管理 ・学校施設が抱える課題と対応の優先度 ・民間スイミングスクールや公共プールの現状等
第2回	令和6年 10月17日（木）	[先進地視察] <ul style="list-style-type: none"> ・京都府福知山市教育委員会事務局訪問 ・NSI 福知山スイミングスクール視察（参考：下記写真）
第3回	令和6年 11月26日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト比較（既存施設維持と民間委託） ・視察の振り返りと民間スイミングスクール活用の可能性 ・モデル事業の実施に向けた協議
第4回	令和7年 1月31日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳授業民間活用モデル事業案 ・中間まとめ（将来の学校プールのあり方など）



（↑先進地視察先の福知山市教育委員会の水泳指導委託事業／福知山市公式ウェブサイトより）

2 水泳授業民間活用モデル事業の実施

目的

老朽化に対して更新費用が多額であることや、維持管理等の教職員負担が重いなど多くの課題がある学校プールについて、改修・維持管理に係る費用の縮減や教職員の負担軽減、また児童生徒の泳力向上等が期待できる民間等プールを活用した水泳授業の実施・検証を行う。

実施校・施設

3校 / 民間スイミングスクール3施設（実施学校名及び施設名は、4月頃公表を予定）

指導回数・期間

- ・年間4回から5回（1回2コマ） / 1回あたり約60分程度の水泳指導時間を確保
- ・令和7年6月～12月頃まで（祝日及び夏季休業期間等を除く月曜日から金曜日）

授業概要

- ・児童生徒を少人数のグループに分け、泳力別の指導を行う。
- ・各グループに1名以上のインストラクターを配置し、教員と共に水泳指導にあたる。

その他

- ・貸切バス（スイミングスクールバス又は民間バス）を想定
- ・令和7年度当初予算額案 … 総額 14,566 千円（施設使用料、指導料、バス利用料、消耗品費等）

3 中間報告（第4回検討委員会資料抜粋）

第4回鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会

【中間まとめ】 将来の学校プールのあり方（15～30年バール）

① 学校プール維持

児童・生徒数が多い学校は、既存プールの全面・部分改修を行い、自校プールを維持する。

（小：295人以上、中：369人以上 ⇒ 民間移行は割高となってしまいます。逆に上記の人数を下回れば、民間プールの活用が割安となる見込みである。）

② 公共プールの活用

国府町農村勤労福祉センター、河原町市民プール、気高町B&G海洋センターなどの公共プールを活用する。

（支所地域の民間移行は移動時間の問題があり、既存施設等を最大限に活用することが有効である。公共プールが更新され、拠点化されればなお良し。）

③ 民間プールへ移行

児童・生徒数が小・中規模の学校は、移動時間を考慮しつつ、民間スイミングスクールへ移行する。

（片道15分以内に収まることが望ましい。また、民間移行は、児童・生徒の安全確保を最優先に授業の効率化も確立しつつ、段階的な移行が望ましい。）

※ 施設数のスリム化

学校の統合に合わせて、学校プールの統合（新築・改修等）又は民間移行により、学校プール施設数のスリム化を図る。

（施設数の減により、維持管理費の縮減が図られ、その分をインストラクターの派遣等の経費に充てることができる。大きく言えば、億単位での縮減になる。）

4 令和7年度の取組について

(1) 検討委員会及び教育委員会事務局での取組案

- ① 民間スイミングスクールでのモデル事業を通じて、児童の安全を第一にしっかり検証を行い、課題等の整理や改善方法の検討を行うこと。また、モデル事業は、少なくとも令和8年度も実施すること。
- ② モデル事業は、ひとまず小学校を優先とするが、中学校については、民間スイミングスクール(全委託又は貸館)や公共プールの活用など、引き続き検討を行うこと。
- ③ 実施時期について、各校への意見聴取を行うこと。
- ④ 移動手段の確保について、運行面での実現可能ラインを検証すること。
- ⑤ 上記の状況を踏まえて、民間スイミングスクールでの学校水泳授業枠の拡大について、継続協議・交渉を行うこと。
- ⑥ 民間スイミングスクール移行と学校プール維持における「職員負担」のバランスを考慮して、学校プールについては、インストラクター派遣やプール清掃委託などの導入を検討すること。
- ⑦ 公共プールは、施設の更新を含めて地域の拠点化の再整備について検討を行うこと。
- ⑧ 民間スイミングスクールへの委託での単価については、将来的な負担増とならないよう、最適な設定について研究すること。
- ⑨ 他市などの動向にも注視しながら、引き続き情報収集を行うこと。

(2) スケジュール案

- 令和7年4～6月頃
 - 第5回「鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会」の開催
 - ・ モデル事業の検証方法（アンケート内容）について
- 令和7年6～12月頃まで
 - 水泳授業民間活用モデル事業の実施
- 令和7年10～12月頃
 - 第6回「鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会」の開催
 - ・ 「水泳授業民間活用モデル事業」の検証（アンケート結果）について
 - ・ 「学校プールのあり方」に関する提言書の考え方（たたき台）
- 令和7年11～令和8年1月頃
 - 第7回「鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会」の開催
 - ・ 「学校プールのあり方」に関する提言書（案）
- 令和8年1～2月
 - 第8回「鳥取市立学校プール施設のあり方に関する検討委員会」の開催
 - ・ 「学校プールのあり方」に関する提言書（最終案）

以上

「校則の見直しに関するガイドライン」について

～小学校・中学校・義務教育学校版 [教職員用] ～

1. 経緯

学校現場において校則の見直し等の取組がより推進されるよう、「校則の見直し等に関する取組事例について（令和3年6月文部科学省）」が通知された。さらに令和4年12月に『生徒指導提要』が改訂となり、改めて校則の意義・位置付け、校則の運用、校則の見直し、児童生徒の参画について示された。このことを受けて、こども基本法の成立や、学校現場の現状や課題、時代の変化を踏まえた鳥取市内小・中・義務教育学校へ向けたガイドライン策定をした。

2. 令和6年9月定例会における質問・答弁

- ・「校則の見直しについて、教育委員会から基本的な考え方や見直しの視点について各学校に通達等を行ったか。」
→「文科省の通知や『生徒指導提要』の改訂を受けて、校長会等で児童会・生徒会、PTAや学校運営協議会などで議論しながら見直すよう働きかけを行っている。」
- ・「全ての学校が校則をホームページ上に公開することが望ましいと考えるが、教育委員会として全ての学校に公開を求める意向があるか。」
→「各学校では校則や生活のきまりについて、様々な人に情報が届くよう、デジタル以外の情報発信を含めて工夫している。教育委員会として全ての学校に一律にホームページ上での公開を求めるところまでは考えていない。」
- ・「校則の見直しについて、自治体全体の共通理解を図るためにも、基本的な考えを示すガイドラインの作成が必要であるとする。」
→「今後、生徒指導提要の内容も踏まえた校則を見直す際に大切にしたい視点等を示したガイドラインの作成が必要であるとする。」

3. 「校則の見直しに関するガイドライン」の観点

- (1) 児童生徒が自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築
- (2) 必要かつ合理的な範囲内で制定されていること
- (3) 校則の公表について

4. 策定に至るスケジュール

令和6年	9月～	「校則の見直しに関するガイドライン案」作成
令和7年	1月 31日	市立小学校・中学校・義務教育学校へ周知
	2月 4日	市中学校生徒指導部会で周知
	2月 26日	2月定例教育委員会報告
	2月 27日	2月文教経済委員会報告
	4月～	市小・中学校生徒指導連盟委員会で研修

校則の見直しに関するガイドライン



令和 7 年 1 月

鳥取市教育委員会

1. はじめに

第2期鳥取市教育振興基本計画

■基本理念

“ふるさとを思い 志をもつ人づくり”を進め、
“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”！

本市学校教育では、めざす子ども像『ふるさとを思い 志をもつ子』の実現に向け、「豊かなかわりによる自己有用感の育成」と「魅力と徹底による学力の向上」を全市共通で取り組み、自治力のある集団づくり、自立した子（個）の育成に努めています。

平成29年に公示された学習指導要領解説総則編や特別活動編において、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることを求められています。また、育成する資質・能力として、「多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについての理解と行動の仕方」「集団や自己の生活、人間関係の課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりする力」「自主的、実践的な集団生活を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度」を挙げています。

児童生徒は心身の発達の過程にあり、学校は集団生活の場であることから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。校則の見直しは最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、校則を見直すプロセスにおいて児童生徒が主体的に参画し、その意義等を一緒に考えていくことは、児童生徒が校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性や積極的に社会参画しようとする態度を培う機会にもなります。さらに、このことは本市のめざす子ども像の実現につながるものと期待しています。

この度、鳥取市教育委員会として校則の意義や見直しの観点などについて、ガイドラインを示すこととしました。各学校においては、文部科学省の通知なども参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の運用・見直しに取り組んでいただきますようお願いいたします。

■本ガイドラインにおける「校則」の定義について

学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものを指します。具体的には、小学校・義務教育学校前期課程では「〇〇学校のきまり」「生活のきまり」「〇〇っ子のくらし」、中学校・義務教育学校後期課程では「校則」「〇〇学校生徒心得」などを含むものとします。

■「見直す」とは

「見直す」とは、もう一度改めて見ることであり、必ずしも「変更」を求めているものではありません。議論し検討した結果、変更が生じないことも「見直し」の取組であり、私たちが大切にしたいことは「絶えず議論し検討すること」です。

2. 校則について

文部科学省は、「生徒指導提要（令和4年12月）」において、校則の意義等について以下のように示しています。

（1）校則の意義・位置づけ

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。

（2）校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童

生徒はそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

(3) 校則の見直し

学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、児童生徒が安心・安全な学校生活を送るために本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。

校則は、最終的に校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。

また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直ししたりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。

(4) 児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

3. 校則の見直しの観点

文部科学省は、生徒指導の実践上の視点について、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」の4つの視点を示しています。校則や生徒指導がこれに沿っているかを基準として見直しを行っていくことが大切です。

■校則見直しの3つの観点

- (1) 児童生徒が、自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築
- (2) 必要かつ合理的な範囲内で制定
- (3) 校則の公表

(1) 児童生徒が自ら考え、自ら決めていくような仕組みの構築

各学校で、校則について、教職員や児童生徒、保護者とともに話し合い、考える場をつくるのが大切です。

<例>

- ① 見直しに当たって児童生徒が主体的に考える機会を設けるため、各学校の代表委員会や児童生徒会活動において、各学校の校則について児童生徒が話し合う活動を毎年度行う。
- ② 学校運営協議会や保護者、地域の方からの意見をきく場を設定し、校則について検討する。
- ③ 児童生徒が自ら考え、決めていく校則検討委員会等の校則に関する検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に校則についての見直しが行われる体制づくりを行う。

(2) 必要かつ合理的な範囲内で制定されていること

校則は、児童生徒の規範意識を醸成し、集団生活の秩序や安全を維持するなど、学校を取り巻く社会環境に応じて機能してきました。見直しは、現在の校則が児童生徒の健やかな成長にとって必要なものか、不具合が生じていないかなどの観点から実施するものです。小学生らしい、または中学生らしい等の抽象的な概念ではなく、現在の社会通念に照らして合理的な説明ができる内容である必要があります。例えば以下に示すような内容について各学校で見直しを行ってください。

<留意すべき内容>

- ① 生まれ持った性質に対しての許可が必要な規定
- ② 健康上の問題を生じさせる恐れのある規定
- ③ 男女の区別により、性の多様性を尊重できない規定
- ④ 合理的な理由を説明できない規定

※①～④ はあくまで例示です。このような事例以外にも、各学校において合理的な説明が難しいと思われる内容がないか、積極的に見直しを行っていきます。また、見直しの取組については適切に記録・保存し引き継ぎます。

<見直しの必要な事例>

- ・地毛の色を染めていないことについての文章提出を求めるもの。
- ・冬場の上着着用禁止など、健康維持に問題が生じるもの
- ・制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの。
- ・肌着の色や種類について過剰に限定するもの。

【 制服の見直しについて 】

校則を策定する上で、健康上の問題に配慮したり、多様な性に対応した選択肢を設けたりすることは大切なことです。例えば制服について申し出をしなくてもスカートやスラックスが選択できること、そのことを児童生徒はじめ、保護者・地域など広く周知しておくことで、誰もが安心して学校生活を送るために、制服を選択できる取組を進めることができます。

(3) 校則の公表について

- ・校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等を活用して情報発信に努めます。
- ・校則の見直しに係る話し合い活動や保護者・地域を巻き込んだ活動の様子など、随時学校のホームページ等での公開に努めます。
(例) 児童・生徒会、学校運営協議会、PTA研修会など
- ・入学前の児童・保護者説明会や参観日後の学校説明会など、対面の場を活用して積極的に校則の内容や見直しの様子について情報発信に努めます。

2月定例教育委員会 資料	
年月日	令和7年2月26日
担当課	教育委員会文化財課

報告事項（4）

国指定史跡鳥取城跡「中ノ御門」完成記念開門式について

このことについて以下のとおり開催を計画していますので、報告します。

1 事業の経過

平成18年度に策定した鳥取城跡保存整備実施計画に基づき、鳥取城の正面玄関である大手登城路の整備を進めてきました。平成30年度には擬宝珠橋が完成し、令和2年度には表門、令和7年3月には渡櫓門が完成し、「中ノ御門」全体の復元が完成します。

また式典の開催のほか、復元工事の内容や伝統技術を多くの方に知っていただくための復元工事の体験イベントやマルシェ、乗馬体験イベントなどを開催する予定です。

2 開門式概要

主催：鳥取市、鳥取市教育委員会

共催：（一社）鳥取市観光コンベンション協会（予定）

鳥取城跡・仁風閣展示館（予定）

会場：史跡 鳥取城跡・擬宝珠橋付近

※降雨時、式典は謝辞まで鳥取県立博物館講堂にて実施（関係者のみ）。

それ以降は現地。関連イベントは要調整

日時：令和7年4月26日（土）10:25～ 開門式

【関連イベント】

○鳥取城跡グランマルシェ 時間 11:00～16:00 約30店舗

場所：久松公園、宝隆院庭園、宝扇庵付近

運営元：（一社）山陰三ツ星マーケット

○伝統技術体験コーナー 時間 12:00～16:00

場所：工事ヤード内

運営元：戸田建設株式会社

○乗馬体験、馬とのふれあいコーナー（エサやり、写真撮影）時間 11:00～16:00

場所：中ノ御門渡櫓門付近～太鼓御門付近

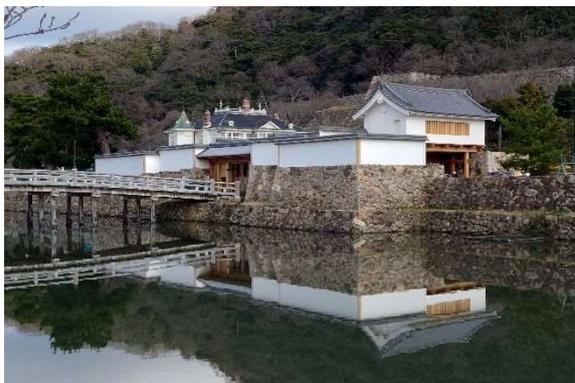
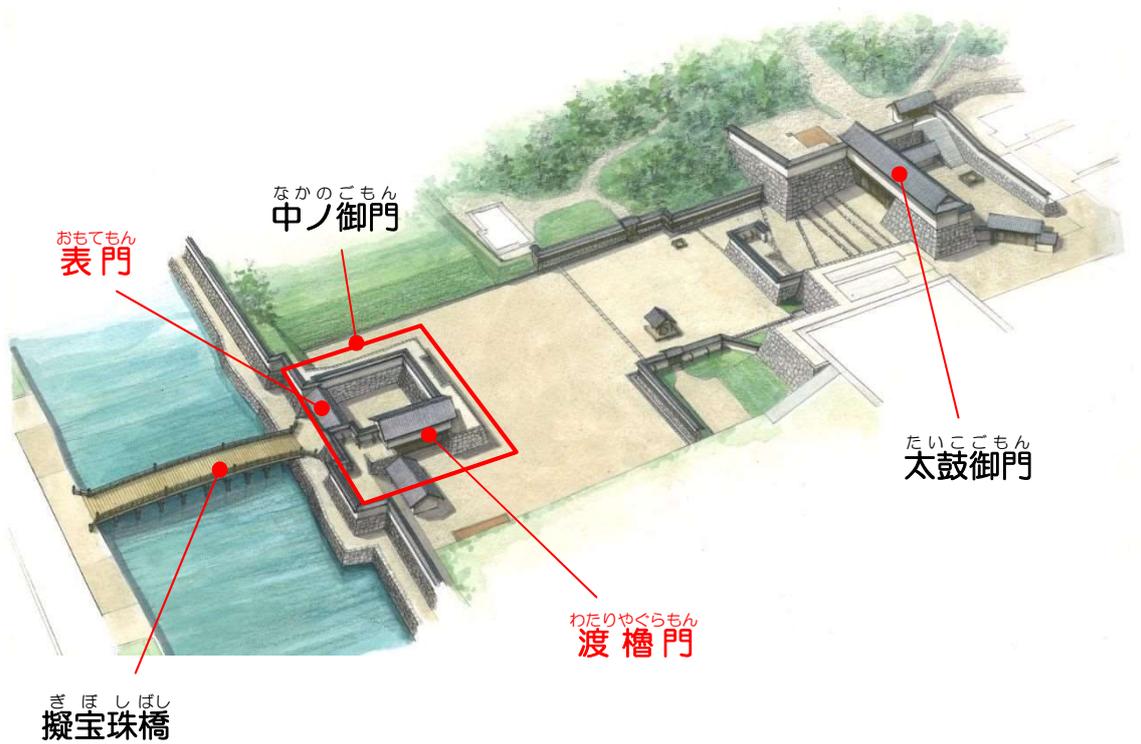
運営元：認定NPO法人ハーモニーカレッジ

○鳥取城跡・中ノ御門完成開門記念・プレミアム御城印「鳥取城」販売 限定1,000枚

発売開始 4月26日（土）11:00 発売開始、販売金額1,000円（税込み）

販売場所：鳥取城跡・仁風閣展示館、鳥取市歴史博物館（やまびこ館）、ふるさと物産館（まちパル）

発売元：鳥取城跡・仁風閣展示館



中ノ御門全景



擬宝珠橋



表門



渡櫓門

報告事項（５）

2月定例教育委員会資料	
日時	令和7年2月26日（水）
担当	生涯学習・スポーツ課
電話	30-8426（内線：7851）

「さじコスモスの館」の運営・管理について

1 経 緯

さじコスモスの館は、令和4年度末まで指定管理者制度を用いて運営を行っていましたが、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価上昇等の影響により、指定管理者から辞退の申し出があり、令和4年度末をもって休館となりました。

令和5年度・令和6年度は、当該施設の今後の活用を図ることを目的として、臨時開館を行ったうえで、地元事業者による運営・管理の可能性を検証しました。また、施設視察による事業者等からの意見募集を行うこととしていました。

2 施設の概要

- (1) 名 称 鳥取市さじコスモスの館
- (2) 所 在 地 鳥取市佐治町高山1072-1
- (3) 主要施設 本 館 食堂・厨房・事務室・浴室・客室（和室10畳7室、和室6畳2室）等
別 館 木工室・客室（洋室4室、和室3室）・トイレ
- (4) 開設年度 本 館 平成6年（別館 平成7年）



3 臨時開館概要・利用実績等

- (1) 実施事業者
株式会社さじ式拾壹 代表取締役 茂上 正道
- (2) 実施事業
 - ① 宿泊者受け入れ 別館のみ（客室：洋室4室、和室3室）
 - ② 食事提供（自主事業） 朝食、昼食、夕食（主にジビエバーベキュー）
- (3) 実施期間、委託料、利用実績等
 - 令和5年度 運営期間：令和5年7月21日～令和5年8月28日
（台風7号の影響により8月15日～8月28日まで休館）
 - 延長期間：10月12日～11月30日
 - 委託料：4,070,000円（使用料収入118,900円、食事利用収入96,660円）
 - 利用実績：宿泊17人、食事58人

※台風第7号の影響により、宿泊30人、食事36人のキャンセルあり

令和6年度

運営期間：6年4月1日～令和7年3月31日

委託料：6,000,000円（使用料収入1,316,500円、食事利用収入
802,520円（12月末現在））

利用実績：宿泊215人、食事684人（12月末現在）

4 地元事業者による運営・管理の可能性の検証について

〈株式会社さじ式拾壺の意見〉

運営・管理について、コスモスの館を使用したイベントやコスモスの館の環境だからこ
のできることとして、次のような様々な事業が考えられる。

- ・「五しの里さじ地域協議会」の民泊や体験事業の連携
- ・さじアストロパークコテージ宿泊者への食事提供
- ・さじアストロパークイベントとの連携
- ・さじ式拾壺が管理している施設との連携
- ・スポーツ少年団や大規模校の体験事業受け入れ
- ・食堂を利用したパン教室等の実施
- ・周辺の林を活用したツリーテントの設置など魅力づくり
(懸案事項)
- ・本館、別館ボイラーの修繕が必要

5 施設視察による事業者からの意見募集について

施設視察による事業者からの意見募集の実施にあたっては、鳥取商工会議所、鳥取南商工会
及び南商工会青年部に案内するとともに、市公式ホームページにおいて広報を行いました。
事業期間中において、視察希望者はありませんでした。

6 臨時開館による検証のまとめ

令和5年度は、台風第7号の影響により閉館を余儀なくされ、キャンセルも多くあったこと
から、十分な検証ができませんでした。

令和6年度は、災害復旧も進み、小学生の宿泊体験事業等の受け入れや、夏休み期間を利用
した県外からの宿泊客の受け入れなどにより、利用者が増加しました。

施設視察による事業者からの意見募集は、視察希望者はありませんでしたが、臨時開館期間
を運営した事業者からは、コスモスの館の環境だからできる事業や魅力の創出について、多く
のご意見をいただき、今後の管理・運営の可能性についても前向きなご意見をいただきました。

懸案事項として、施設設備の老朽化により、ボイラーの故障等もあることから、令和7年度
は、施設設備の総点検を行い、安定した運営ができる宿泊施設にするための修繕、改修に必要
な経費を算出するなどしたうえで、今後の方向性を検討していきたいと考えています。